

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十九号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十四 区長

住登外者宛名番号管理機能（区で管理する住登外者（区の住民基本台帳に記録されていない者であって、区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第一に次のように加える。

十六 教育委員会

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に

別表第二の一の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に、「又は戸籍関係情報」を「、戸籍関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」に改め、同表二の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に、「医療保険給付関係情報又は戸籍関係情報」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」、戸籍関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表三の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表六の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保

除給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表七の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十一の項中「いう。」又は「を「いう。」、「に、「情報であつて」を「情報（以下「児童育成手当関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であつて」に改め、同表十二の項中「介護保険給付等関係情報」の下に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表十三の項及び十四の項中「又は生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十五の項から十七の項までの規定中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十八の項中「、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は介護保険給付等関係情報」を「（以下「特別障害者手当関係情報」という。）、「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律

による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、「介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十九の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報又は」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報、」に改め、「関係情報」の下に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

| 二十 区長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、介護保険給付等関係情報、児童育成手当関係情報、東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する |
|-------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                                             |                                                                                                                                                 |

---

る条例による医療費の助成に関する情報、東京都北区に  
子どもの医療費の助成に関する  
条例による医療費の助成に  
成に関する情報、東京都重  
度心身障害者手当条例によ  
る重度心身障害者手当の支  
給に関する情報、障害者の  
日常生活及び社会生活を総  
合的に支援するための法律  
施行細則による精神通院医  
療費の助成に関する情報、  
障害者の日常生活及び社会  
生活を総合的に支援するた  
めの法律による地域生活支  
援事業の実施に関する情  
報、東京都北区心身障害者

---

---

福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報、特別障害者手当に関する情報、東京都北区中等度難聴児発達支援事業実施要綱による補聴器購入費用に係る助成金の交付に関する情報、東京都北区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する情報、東京都北区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱による自動車燃料費の助成に関する情報、東京都北区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱による

---

別表第三の三の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項中「又は障害者関係情報」

|  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|  | 福祉タクシー料金の助成に<br>関する情報、東京都北区重<br>度身体障害者緊急通報シス<br>テム事業等実施要綱による<br>緊急通報システム等の利用<br>に関する情報、厚生省通知<br>に基づき、行政措置として<br>日本国民に対する生活保護<br>に準じた取扱いによって実<br>施されている外国人の保護<br>に関する情報又は心身障害<br>者の医療費の助成に関する<br>条例による医療費の助成に<br>関する情報であって規則で<br>定めるもの |

を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|      |                                                                 |       |                                                                                                                |
|------|-----------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 区長 | 住登外者宛名番号<br>管理機能による住<br>登外者の情報の管<br>理に関する事務で<br>あつて規則で定め<br>るもの | 教育委員会 | 学校保健安全法に<br>よる医療に要する<br>費用についての援<br>助に関する情報又<br>は就学のために必<br>要な費用について<br>の援助に関する情<br>報であつて教育委<br>員会規則で定める<br>もの |
|------|-----------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第三に次のように加える。

|         |                      |    |                      |
|---------|----------------------|----|----------------------|
| 五 教育委員会 | 住登外者宛名番号<br>管理機能による住 | 区長 | 住登外者宛名情報<br>であつて規則で定 |
|---------|----------------------|----|----------------------|

|                                                                                                                         |                                         |  |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--|-------------|
|                                                                                                                         | <p>登外者の情報の管理に関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p> |  | <p>めるもの</p> |
| 付 則                                                                                                                     |                                         |  |             |
| (施行期日)                                                                                                                  |                                         |  |             |
| 1 この条例は、令和八年七月二十一日から施行する。                                                                                               |                                         |  |             |
| <p>(東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p>                            |                                         |  |             |
| <p>2 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和八年三月東京都北区条例第六号)の一部を次のように改正する。</p> |                                         |  |             |
| <p>別表第一の改正規定中「十四の項」を「十六の項」に、「十五の項」を「十七の項」に、「十三の項」を「十五の項」を十六の項とし、十四の項」に、「十四区長」を「十五区長」に改める。</p>                           |                                         |  |             |

別表第二の改正規定中「二十 区長」を「二十一 区長」に改める。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

|         |
|---------|
| 一四、一七五円 |
| 一四、一七五円 |
| 一六、四六七円 |
| 一七、四九六円 |

を

|         |
|---------|
| 一四、三九七円 |
| 一五、一九八円 |
| 一七、二五九円 |
| 一七、九三七円 |

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に  
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十一号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十条第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「及び第二十四条の三第一項」を「並びに第二十四条の三第一項及び第二項第四号」に改める。

第二十四条の二第一項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」（「」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同条第五項中「次条第四項」を「次条第五項」に改める。

第二十四条の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」とい

う。〴〵の支払者をいう。以下この条において同じ。〴〵から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。〴〵の支払を受ける第九条第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。〴〵の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。〴〵）をいう。次号及び次項第三号において同じ。〴〵（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。〴〵に係る所得を有する者に限る。〴〵又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。〴〵若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。〴〵）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。〴〵の支払を受ける第九条第一号に掲げる者（当該年中に支払

を受けらるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けらるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。〕であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。〕若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。〕を有する者

第二十四条の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条の九の七の三」を「第四十八条の九の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に」を「同条第一項の規定による申告書に」に、「法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出する」を「同条第一項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

特定配偶者の氏名

扶養親族又は特定親族の氏名

その他施行規則で定める事項

第三條中「から令和九年度まで」を「以後」に改める。

第三條の三の三の前の見出し及び同條を削る。

第三条の三の二に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控

を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、一居住年

十一年から平成十八年まで又は「を」を同一法第四十一条第一項に規定する居住

に、一令和七年」を「令和十二年」に、一において、前条第一項の規定の適

けないときは」を「には」に、一附則第五条の四の二第五項」を「一附則第五

第五項「に改め、同条第二項中「付則第三条の三の三の二第一項」を「付則

の三の三第二項」に改め、同条を付則第三条の三の三とする。

第三條の三の四中「附則第五條の六第二項」を「附則第五條の六第三項」又は「

に改める

第三條の三の五第一項中「付則第三條の三の三の二第一項」を「付則第三條

三  
第一項」に改め、同条第二項中「附具第五條の六第二項」を「附具第五條

三項又は第四項」に改める

第三條の三の八中「付具第三條の三の三の二第一項」を「付具第三條の三の

三 第一項」に改める。

付則第四条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「、付則第三条の三の三の二第一項」を削る。

付則第五条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「及び次項」を削り、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第四項を削る。

付則第六条第一項中「から第四項まで」を「又は第三項」に改める。

付則第七条第三項第二号、第九条第三項第二号及び第十条第三項第二号中「、付則第三条の三の三第一項及び付則第三条の三の三の二第一項」を「及び付則第三条の三の三第一項」に改める。

付則第十一条第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に、「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに

掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第十二条第五項第二号及び第十三条第二項第二号中「、付則第三条の三の三第一項及び付則第三条の三の三の二第一項」を「及び付則第三条の三の三第一項」に改める。

付則第十四条第二項第二号中「、付則第三条の三の三第一項及び付則第三条の三の二第一項」を「及び付則第三条の三の三第一項」に改める。

付則第十四条の二第二項第二号及び第五項第二号並びに第十四条の三第二項第二号及び第五項第二号中「、第三条の三の三第一項及び第三条の三の三の二第一項」を「及び第三条の三の三第一項」に改める。

付  
則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十三条第一項ただし書、第二十四条の二及び第二十四条の三の改正規定並びに付則第三条の改正規定及び付則第三条の三の二第一項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める部分及び「令和七年」を「令和十二年」に改める部分に限る。）並びに次条第一項及び第二項の規定  
令和九年一月一日

二 第二十条第二項の改正規定並びに付則第三条の三の四及び第三条の三の五第二項の改正規定並びに付則第十一条の改正規定（同条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに次条第三項の規定  
令和十年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の東京都北区特別区税条例（以下「新条例」という。）第二十四条の三第一項及び第二項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第二十四条の三第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の東京都北区特別区税条例第二十四

条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる規定による改正後の東京都北区特別区税条例付則第三条の三の三第一項及び第二項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特

別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例付則第十一条第四項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第十一条第一項の土地等の譲渡について適用する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十二号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月東京都北区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機と粗大ごみを排出しようとする占有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により第五十一条第一項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があると区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

第五十二条第一項中「者」の下に「（第三十五条第二項の方法により廃棄物処理手数料を納付した者を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十三号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

東京都北区立公園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立神谷公園 東京都北区神谷二丁目四十六番十六号

別表第四中

|        |        |      |
|--------|--------|------|
| その他の車種 | 一台三十分間 | 一五〇円 |
|--------|--------|------|

を

|        |             |      |
|--------|-------------|------|
| その他の車種 | 午前午後 一台三十分間 | 一五〇円 |
|        | 夜間 一台三十分間   | 一五〇円 |

に改め、同表備考に

次のように加える。

- 3 午前午後とは、午前八時三十分から午後六時三十分までをいう。
- 4 夜間とは、午前零時から午前八時三十分まで及び午後六時三十分から午後十二時までをいう。

5 東京都北区立飛鳥山公園駐車場のその他の車種については、夜間に連続して駐車する場合における夜間に係る使用料の上限額を四百五十円とする。

6 東京都北区立飛鳥山公園駐車場にその他の車種を午前午後から夜間に連続して駐車する場合において、午前午後に係る一台当たりの単位時間が午後六時三十分の時点で終了しないときは、当該単位時間が終了するまでは、午前午後には駐車したものとみなす。

7 東京都北区立飛鳥山公園駐車場にその他の車種を夜間から午前午後に関連して駐車する場合において、夜間に係る一台当たりの単位時間が午前八時三十分の時点で終了しないときは、当該単位時間が終了するまでは、夜間に駐車したものとみなす。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年八月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区立公園条例別表第四の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料に

ついては、なお従前の例による。

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十四号

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区営住宅条例（平成九年十二月東京都北区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 現に区営住宅を使用している者（以下この号において「既存使用者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存使用者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、区長が使用者を募集しようとしている区営住宅を当該既存使用者が使用することが適切であること。

六 区営住宅の使用者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（定期使用許可）

第四十四条の二 区長は、第九条第一項の規定により申込みをした日において第七條第一項に定める条件並びに規則で定める年齢及び世帯構成であることその他区長が別に定める条件を具備する者に、区営住宅であつてその存する区域及び周辺地域の状況その他の実情に照らして住宅政策上特に必要があると認めるものを、

十年を超えない範囲内において規則で定める期間に限って区営住宅の使用を許可することができる。ただし、当該許可に係る使用期間の終期を、使用者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。）の子であつて、規則で定める者のうち最も年少のもの（以下この条において「当該子」という。）が義務教育を終了していない場合は、当該子が義務教育を終了するまでとすることができる。

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）に係る区営住宅の規模、地区等の選定基準、使用者の資格の制限その他必要な事項は、区長が別に定める。

3 定期使用許可は、その更新がなく、期間の満了によつてその効力を失うものとする。

4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用決定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。

5 前項の説明を受けた使用決定者は、第十二条に定める手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の一年前から六月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通

知は、規則で定めるところにより行うものとする。

7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

8 定期使用許可をした場合においては、第六条第五号及び第六号、第三十四条、第三十五条第二項並びに第三十七条は適用しない。ただし、第一項ただし書の規定による定期使用許可をした場合について、当該定期使用許可の日から当該子が義務教育を終了するまでの期間（当該定期使用許可の日から十年を経過した日までの期間を除く。）における第三十四条、第三十五条第二項及び第三十七条の規定の適用については、この限りでない。

9 第三十二条又は第三項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた使用者が、当該許可を受けた後に第三十一条第一項又は第二項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該区営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、区長は当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

10 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、他の公的資金による住宅への入居のあつせん等の措置を講ずることができる。

11 区長は、定期使用許可を受けた使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が第十四条の規定により引き続き当該区営住宅を使用することを希望するときは、第一項に定める期間の残

存期間に限って区営住宅の使用の承継を許可することができる。

付 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十五号

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都北区印鑑条例（昭和五十年三月東京都北区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に、「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。